組合員証等記載事項等変更報告書

所	Ā	属 戸		所 名		OO市							組合員証等の 記 号 番 号			999 —			99	99999			
組	合	員	氏	,	名			共済		媳			生	年	月	日	超秒 平成	0	年	O	0	F	
組	1	旧	氏		名								フ	IJ.	ガ	ナ							
合													新		夭	名							
員						令和		年		月			変		理	由							
変	5	旧	住		所	山 〒			市選			1 5	<u> </u>	3 5	自治	会	館アバ	ا – ۱	• 6 (0 1			
更	ĺ	新	住		所																		
事	Ē	変り	更年	月	日	令和				月	0		変	更	理	由	転居	のた	め				
項	į	備考				※ 被扶養者も同様に住所を変更される場合は被扶養者の氏名をこちらに記入してください。 井子																	
被	i		養者	_	:名	大.	T						生	年	月	日	昭平		年	J]	F	
技	Ì		_										フ	IJ	ガ	ナ	令						
着	•	旧	氏		名								新	Į	夭	名							
者	` [変り	甲年	月	日	令和		年		月		目	変	更	理	由							
変		旧	住		所																		
更		新	住		所	₹			_														
事項	Ē.		,			A T.		-		-					~m	.1.	1						
				月考	Н	令和		年		月		H	変	更	理	由							
				Ť	な	り由	生〕	ます	-														
			_	_	•	-		。 員共済	0	合理	事長	£	設										
						令和	0	年	0	月	0	日											
							組名	合員	住	所	山	梨郹	宙	吹巾	石和	四町	駅前	15-	-1				
—————————————————————————————————————														共済 太郎									
		上記	己の	事	項			と相	_	_	_		めま	ぎす。									
						令和	O	年	_		_	日 Eへ	- =									1	
						Ē	听属	所長	職:		J	Оī		0 (\cap	,	0 0						
									八:	石 			A =-		<u> </u>	_	, 0				ΗI	L	

※次の注意事項を確認の上ご記入をお願いします。

- 1.この報告書は、組合員又は被扶養者の住所や氏名等に変更があったとき提出してください。
- 2.氏名変更の場合は、組合員証(組合員被扶養者証等を含む。)を添付してください。
- 3.組合員が「生計維持関係及び同一世帯であることが要件の被扶養者」と世帯(住所)を別にした場合には、被扶養者の認定を取消すこととなります。(「精神薄弱者更正施設等への入所による別居」の場合を除く。)なお、場合によっては「住民票謄本」を求めることもあります。
- 4.被扶養者のみ変更があった場合は被扶養者変更欄のみ記入してください。
- 5.氏名に変更があったときは、給付金等受取口座に指定してある口座の名義人名変更もお願いします。

- ① 所属所名(市町村・一部事務組合)・組合員証等の記号番号・組合員氏名・生年月日をそれぞれ記入してください。
- ② 旧氏名と新氏名をそれぞれ記入してください。
- ·③ 氏名の変更年月日と変更理由(例:婚姻のため等)を記入してください。
- ④ 旧住所と新住所をそれぞれ記入してください。
- ⑤ 住所の変更年月日と変更理由(例:引越しのため等)を記入してください。
- ⑥ 被扶養者も組合員と同じ住所に変更になる場合は、被扶養者の名前を記入してください。
- **⑦ 被扶養者が記載事項の変更をする場合**にこの欄に氏名と年月日を記入してください。
- ⑧ 旧氏名と新氏名をそれぞれ記入してください。
- ⑨ 氏名の変更年月日と変更理由(例:婚姻のため等)を記入してください。
- ① 旧住所と新住所をそれぞれ記入してください。
- ⑪ 住所の変更年月日と変更理由(例:引越しのため等)を記入してください。
- 1 申告年月日と組合員氏名を記入してください。
- (1) 申出内容を確認の上、証明年月日と所属所長(市町村長・一部事務組合管理者)職名・ 氏名を記入し押印してください。
- ※ 被扶養者も同様に住所変更される場合には、必ず組合員変更の備考欄に変更される被扶養者の氏名を 記入してください。また、その際に変更後の「住民票謄本」を添付していただく場合があります。
- 組合員と「生計維持関係及び同一世帯であることが要件の被扶養者」が世帯(住所)を別にした場 ※ 合、被扶養者の認定を取消すこととなります。ただし、仕送りの確認ができれば別居後も被扶養者と して継続して認定することは可能です。
- ※被扶養者のみ変更があった場合は被扶養者変更欄のみ記入してください。